

横浜市教育委員会
定例会会議録

- 1 日 時 令和7年5月9日（金）午前10時00分
- 2 場 所 市庁舎 18階共用会議室（みなと6・7）
- 3 出席者 下田教育長 植木委員 森委員 綿引委員 緒方委員
- 4 欠席者 泉委員
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教 育 委 員 会 定 例 会 議 事 日 程

令和7年5月9日（金）午前10時00分

1 会議録の承認

2 一般報告

「鶴見中学校」「南高等学校」「泉図書館」の文部科学大臣表彰受賞について
横浜市いじめ防止基本方針（改定原案）について

3 審議案件

教委第1号議案 令和7年度横浜市教科書採択の基本方針の策定について

教委第2号議案 横浜市教科書取扱審議会への諮問について

教委第3号議案 横浜市教科書取扱審議会委員の任命について

教委第4号議案 第31期横浜市就学奨励対策審議会委員の任命について

4 その他

[開会時刻：午前10時00分]

下田教育長

ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。
本日は、泉委員より欠席の連絡を頂いております。
始めに、会議録の承認を行います。3月19日の会議録の署名者は森委員と私です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

下田教育長

それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。
なお、4月11日の教育委員会定例会の会議録につきましては、準備中のため、次回以降に承認することといたします。
次に、議事日程に従い、教育次長から一般報告を行います。

石川教育次長

【一般報告】

1 市会関係

○4/21 こども青少年・教育委員会

教育次長の石川です。それでは、報告いたします。
まず、市会関係ですが、4月21日に市会常任委員会である、こども青少年・教育委員会が開催されました。

2 市教委関係

(1) 主な会議等

- 4/14 教育委員会事務局職員辞令交付式
- 4/18 のげやま子ども図書館「おやこフロア」内覧会
- 4/22 野毛山動物園・のげやま子ども図書館完成セレモニー

(2) 報告事項

- 「鶴見中学校」「南高等学校」「泉図書館」の文部科学大臣表彰受賞について
- 横浜市いじめ防止基本方針（改定原案）について

次に、教育委員会関係の主な会議等ですが、4月14日に、教育委員会事務局職員の辞令交付式が花咲研修室で行われ、下田教育長が出席、挨拶されました。
4月18日には、のげやま子ども図書館「おやこフロア」の内覧会が中央図書館1階で行われ、植木委員、森委員、緒方委員が視察されました。
また、4月22日に、野毛山動物園・のげやま子ども図書館完成セレモニーが野毛山動物園及び中央図書館1階で行われ、下田教育長が出席いたしました。
次に、報告事項として、この後、所管課から2点報告いたします。まず、1点目ですが、「『鶴見中学校』『南高等学校』『泉図書館』の文部科学大臣表彰受賞について」、2点目は「横浜市いじめ防止基本方針（改定原案）について」、報告いたします。
私からの報告は以上です。

下田教育長

報告が終了いたしました。御質問等ございますか。

森委員

のげやま子ども図書館「おやこフロア」の内覧会に行ってきました、少しだけその様子と今後の期待も含めてコメントさせていただきたいと思います。行ったときにはまだ開館前ではあったのですが、雰囲気明るくて心地良くてもう一度行きたいなという、そういった空気がありました。かつ、静かにしないといけないという空気感というよりはプロジェクターで天井に動いている画像を映しながら、のんびり寝転がって上を見ながら過ごすことができたり、外を眺めたりすることもできたりということで、歩き回ったり静かに本を読むこともできるし、そんな、これまでの図書館における子どもたちに静かにしてなさいね、という雰囲気ではない空間だなというのを、ぱっと入って感じることができました。加えて、まだ赤ちゃんで寝転がって歩くことができない子どもたちがゆっくりできるというのと、歩き始めたお子さんたちが歩き回りながら本にいろいろと触れていくことができるようなゾーニングをされています。オープンした後は見られていないのですが、そういったことが両方共存できるのだろうなということもあの空間から見て取れました。あと、調乳ができる設備や、離乳食が食べられるテーブルがあったりということで、これまでは飲食禁止ということで、子どもと食べる時は外に出るということをしなければいけなかったと思うのですが、さっきの空間の中でおなががすいたら食べて、また本を読んだりということに戻れるような、そういう行き来がしやすいということも感じております。

あとは、自分はどんな本を選びたいかということを感じられるように、そういった確かめる、自分が好きな色などいろいろな質問に答えると、お勧めの本はこんな感じ、どうでしょうかというような、そういったAIシステムのような、画面のところで子どもたちが感覚的に選べるようなものもありました。そういった自分の知りたいものはそもそも何かということに出会えるような仕掛けもありました。

最後に、入ったところに野毛山動物園につながるような展示もありました。野毛山動物園に行ったらどんな動物がいるのかなど動物の特性を本から知って、更に動物園に歩いて行きたくなるような仕掛けなど、地域のイベントのチラシなどもありまして、そういった連携が外に、街ともつながりやすくなるような仕掛けもあるということも感じました。

今後の期待というところで、もしかしたらあるのかもしれませんが、多言語や触って読める本など、そういったインクルーシブないろいろな仕掛けを更に充実されていくことと、知りたいだけではなく子どもたちも作りたいということが引き出されていくような、そんな仕掛けも更に充実していくと良いなと思ったことと、あとはこういったプロセス一つやハード、ソフトの地域図書館においても子どもたちが居心地良く過ごせる、知りたい、作りたいというところにつながるような仕掛けというのもぜひ広がっていくと良いなということも期待として述べさせていただきます。

下田教育長

ありがとうございます。ほかにございますか。

植木委員

一般報告ということではないのですが、昨日、東京都で残念な事件が起きております。横浜市は、万が一ああいうことが起きたときにどう対応がなされるのか、その辺りをお聞きしたいと思います。

下田教育長

お願いします。

西野インクルーシブ教育担当部長

おはようございます。インクルーシブ教育担当部長の西野でございます。昨日の立川市の案件でございますが、実際には現在捜査中でもありまして、今後を見守っていきたいと考えているところではございますが、当然のこととして、児童生徒、教職員の安心・安全、これが最優先かなと考えているところでございます。そういった中で、横浜市教育委員会事務局としましては、学校の防犯マニュアルというものを作成し、各学校に配布して、それに基づいて対応していただくということを行っているところでございます。このマニュアルの中には、まず、施設管理上のポイント、施錠や門扉部分をどうするのかというような話や、学校ごとにいろいろ特徴と言いますか特性がありますので、学校ごとの防犯マニュアルをしっかりと作成していただいた上で、それに基づいた定期的な対応訓練もしていただくというところでございます。

また、一般的と言いますか横浜市全体のマニュアルの中で、不審者が侵入した場合の対応の方法、学校の中だけではなくて、登下校における児童生徒の安全確保についての取決め、それから、残念ながら実際に事案が起こった際の児童生徒、教職員も含めてですが、心のケア、どのように対応するのかということもマニュアルの中に盛り込んでいるところでございます。

学校の防犯につきましては、学校、教育委員会事務局で対策を取っているわけではございますが、体制的にも少し限界があるというところですので、社会全体で学校を守っていくというような流れの中で、マニュアルの中には、保護者、地域、関係機関との連携をしっかりと強化していきましょうということも含めて書かせていただいております。そういったところで、地域、関係機関といま一度連携体制も含めて見直し・強化をしていきたいと思っているところでございます。

今回の案件の詳細はまだ分かりませんが、当然横浜市の話だけではございませんので、国の動向等もしっかり連携を図りながら取り組んでいきたいと考えているところでございます。以上でございます。

植木委員

いろいろと対策していただいているようで、ありがとうございます。ただ、どうしても人が替わりますと、マニュアルがあってもその内容がよく理解できていない方というのも出てきてしまいますので、どうぞ繰り返し皆さんがしっかりと理解して、万が一のときに動けるような対応をしっかりとしていただけるようお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

下田教育長

ほかにございますか。

ほかに御質問等がなければ、「『鶴見中学校』『南高等学校』『泉図書館』の文部科学大臣表彰受賞について」、説明をお願いします。

小野寺生涯学習担当部長

生涯学習担当部長の小野寺と申します。よろしくお願いたします。本日は、子供の読書活動優秀実践校・図書館について今年度の受賞の報告させていただきます。本日は、受賞されました鶴見中学校の清田校長、南高等学校の二上校長、小菅司書、泉図書館の古橋館長にも御出席いただいておりますので、後ほど実践内容の御紹介をしていただきたいと思いますと思っております。それでは、説明は生涯学習文化財課長の渡辺よりさせていただきます。

渡辺生涯学習文化財課長

生涯学習文化財課長の渡辺と申します。よろしくお願いたします。それではまず、資料に基づき御説明させていただければと思います。資料の上段の部分でございますが、文部科学省では、平成14年度から子どもの読書活動の一層の推進に資するため、特色のある優れた実践を行う学校・図書館・団体（個人）に対し、

大臣表彰を行っています。「令和7年度子供の読書活動優秀実践校・図書館」として、横浜市では「鶴見中学校」「南高等学校」「泉図書館」が受賞されました。なお、「表彰式」につきましては、令和7年4月23日に行われております。表彰式の資料は2枚目に詳細がございますので、後ほど御覧いただければと思います。

「表彰校・図書館の主な取組」については、本日お越しいただいております学校長、図書館長からそれぞれ御報告させていただきます。それでは、清田鶴見中学校校長から順番にお願いいたします。

清田鶴見中学校
校長

鶴見中学校校長の清田と申します。本校では、言葉の力に重きを置いた教育活動を行っており、今年度より生徒が主体的に作成した学校教育目標「感謝と挑戦」に基づき、日々の教育活動で読書活動を充実させています。言葉でつながるということに重点を置き、3点、図書委員会だけではない教育活動、ICT活用、小・中連携という視点を置いた図書の取組を紹介させていただきます。

まず、図書委員会では、従来の教職員のお勧めの本掲示、図書委員が作成した本の新聞、本の帯の作成などに加えて、記者発表資料にもありますように、昼食時の放送で本の紹介のコーナーが毎週あったり、「図書館利用紹介動画」や「自作の絵本劇、絵本のペープサート動画」を作成し、文化祭、毎月の生徒会集会で定期的に発表しております。このように、全校生徒に読書活動の啓蒙が行われるのも、本校の生徒会活動自体が活発であることもありますが、このように発表する時間を自主的に、主体的に行っているということが本校の読書活動の強みでもあります。

また、教育活動においては、国語科等の教科学習で作成した「本の紹介」や「古典紹介チャンネル」のための成果物を、ロイロノート・スクールという学習アプリの資料箱に格納し、ほかの教科や他学年の授業、総合的な学習の時間で活用できるようにしています。今ちょうど春の「こどもの読書週間」ですが、読書紹介カードの作成を全校で取り組んでいます。また、「はまっ子読書の日」の活動については、読書郵便として、はがきの大きさの本の紹介文を全校生徒が書き、文化祭のときに掲示して投票を行う「読書郵便コンクール」を開催しています。優秀な作品については、小・中連携の読書推進活動として、小・中ブロック内の豊岡小学校・鶴見小学校に掲示してもらい、新入生等の学校図書館の利用へとつなげています。

本日は所用のため不在ですが、学校司書の猪田先生や図書館司書教諭の荻原先生の日々の御支援により、鶴見中学校では、新入生の図書館オリエンテーションだけではなく、日々の教科学習で図書館を活用する制度が構築されています。以上になります。

二上南高等学校
校長

南高等学校校長の二上と申します。生徒たちの、作家にインタビューをしてみたいという思いから、今回の活動は始まりました。オーサービジットという企画に図書委員会と文芸同好会が協力して応募し、直木賞作家の今村翔吾氏に特別授業に来ていただきました。授業の後半で、「本を読むことのその先」、「書くこと」についてもお話しただいて、生徒の取組に関心を寄せていただいた今村さんから、「一緒に文芸コンクールを目指そう」と言っていただき、一般社団法人「ホンミライ」との連携がスタートしました。横浜在住の作家である岩井圭也氏にも加わっていただき、これまで7回にわたり、特別授業や「読むことや書くことの楽しさを学ぶワークショップ」などを行って指導していただいております。今年度も既に5回ほどワークショップの予定が組まれております。

本校は、南高等学校附属中学校、南高等学校ともに探究活動に力を入れていて、SDGs 課題への取組を行っていますが、図書委員会でもその観点で「古本市」を見直し、本のリユースとリサイクルに取り組む企業との連携を行い、ごみゼロの古本市を実現しました。また、古本市の売上げについても社会貢献活動につなげることをしています。特に図書委員会の活動では、高校生だけではなく中学生も積極的に活躍しています。古本市以外にも、ビブリオバトルや中央図書館との連携で、お勧め本のPOPの作成など、中高一体となって読書活動の推進を行っています。

今年度もやりたいことを全部やるということをテーマに、本の紹介の工夫を発展させ、中学校・高等学校協力して活動の推進を行っていきたいと考えています。以上です。

古橋泉図書館
長

泉図書館長の古橋でございます。資料を御覧ください。泉図書館は、市内18か所の図書館の中でも早い段階から学校連携授業の活動を始めております。これは大体、平成10年前後頃からだと思っております。内容といたしましては、教職員向けの貸出やレファレンス受付、これは授業の教材としてこういったものを使ったら良いかというような相談や、資料として何冊資料を使うかなど、そのような相談に乗っております。また、職業体験など、小学校の生徒、中学校の生徒を中心に、図書館見学の受入れ、そして、区内の小・中学校の学校司書に対して年に数回、全体の研修を行ったり、個々に学校に出向いて図書室のレイアウトの相談を受けたりというような研修を行っております。

また、ティーンズ世代に向けた支援として、区内の中学校を読み手とした「いずみ野中学校夏休み出張おはなし会」のことを掲載していますが、これは泉図書館とはす向かいにある一番近い中学校です。いずみ野中学校の図書委員の皆さんに泉図書館に来ていただき、児童書コーナーで子ども向けの大型絵本や紙芝居などを交代で読んでいただくおはなし会というのを、2年連続、夏休みに開催しております。また、お勧め本のPOPの展示、これは中学生に展示用のポスターを作ってもらったものを展示するというを行っております。図書館の利用を、若い世代、10代に利用してもらいたいということで、できるだけ中学生なども図書館の運営に参加していただけるような、読書活動の担い手になるような体験をしてもらうような機会を増やそうとして取り組んでいるところでございます。

最後でございますが、読み聞かせを始めたばかりの方を対象に、図書館司書が絵本の選び方等を解説する「まずはここから！絵本の読み聞かせのコツのコツ」、これは主に学校で読み聞かせの活動をしていただくボランティアの方の養成講座でございます。これは10年ほど前に、泉図書館をはじめとして相鉄沿線の四つの図書館がそういった取組を始めようということで話し合っって企画を出して、養成講座を開こうということで始めて、今現在も各地域館が個々に取り組んでおります。泉図書館は読み聞かせの中で、わらべうたの担い手養成に力を入れて取り組んできております。以上でございます。

渡辺生涯学習
文化財課長

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

下田教育長

説明が終了しましたが、何か御質問等ございますか。

森委員

おめでとうございます。清田校長と二上校長にお伺いしたいのですが、子どもたちがどんどん自主的に発表したり考えたり提案したりということが起きている

ということですが、それが起きやすい、どんなことを特に工夫されているのか、教職員はどんな役割を果たしていらっしゃるのか、若しくは教職員がどんなメッセージを出されているのか、その辺りの工夫を教えていただければと思います。

清田鶴見中学校校長

鶴見中学校校長の清田でございます。鶴見中学校では、先ほどもお話ししましたが、主体的に活動するという気風があります。また、今回、学校教育目標を自分たちで作ら上げたということもありますように、自分たちが学校を作るのだという気風があるので、生徒会活動自体が活発です。図書委員会についても、例年こういうことを行って来た、また、地域に喜ばれたい、小学校の児童に喜んでもらいたいという気持ちが非常にあるので、先ほどの感謝ではないですが、喜んでもらって笑顔になってもらうというのが一番の原動力なのではないかと思っています。

二上南高等学校校長

南高等学校校長の二上です。本校は、中学校も高等学校も非常に活発に発言する生徒たちを育てるような取組が、図書委員会だけではなく入学した時から総合探究や、授業の中でも全教職員で取り組んでいるというところが大きいかなと思っています。特に中学校の初めの段階で、聞く姿勢や、自分の思いを口にすることをどんどん高めるような取組を行っています。そこがすごく功を奏して、授業の中や委員会などの振り返りでも活発に自分の意見を言ったり、今度こういうことを行ってみたいという意見が出るような環境になってきたかなと思っています。先ほど小菅司書に、図書委員会で出た振り返りや、次取り組みたいことのリストなども御披露していただいたのですが、いろいろなアイデアがたくさん出ていて、どんどん実現していくんだという気持ちが高く、非常に意欲的に取り組んでいただいていると思っています。

下田教育長

ほかにございますか。よろしいですか。それでは、ほかにも御質問がなければ、次の案件に移りたいと思います。

次に、「横浜市いじめ防止基本方針（改定原案）について」、所管課から御報告をお願いします。

住田不登校支援・いじめ対策部長

不登校支援・いじめ対策部長の住田です。それでは、「横浜市いじめ防止基本方針（改定原案）について」、所管課長から御説明させていただきます。

並河不登校支援・いじめ対策課長

不登校支援・いじめ対策課長の並河と申します。よろしくお願いたします。お手元のA3の資料に沿って御説明させていただきます。令和7年2月21日の教育委員会会議において、横浜市いじめ防止基本方針（改定素案）についてご説明した後、令和7年2月25日から子どもの意見と市民意見の募集を行ってまいりました。「（1）意見提出状況」は、資料の左下の表のとおりとなっております。子ども意見が3,456件、一般意見が767件、合計4,223件の御意見をお寄せいただいております。

資料の右側を御覧いただければと思います。「（2）子ども意見の集約結果」については、大きく三つの項目に分けており、そのうち「子ども自身が、いじめの防止や、いじめが起きたときにできること」に関する意見が1,804件と最も多く、続いて、「いじめの防止や、いじめが起きたときに、大人にしてほしいこと、してほしくないこと」が1,190件となっております。主な意見は表に書いてあるとおりですが、中段の「いじめの防止や、いじめが起きたときに、大人にして

ほしいこと、してほしくないこと」では、「いじめが起きたときには大人の人に注意してほしい」という意見が多かった一方、「誰にも知られずに話を聞いてほしい」や、「子どもの様子をよく観察して、変化があれば、大人のほうから声をかけてほしい」といった意見、また、「大ごとにしなideほしい」といったような意見もございました。いじめが起きにくい環境をどう作っていくかということももちろんですが、起きたときにどう早く気付いて対処していくかということが最も重要なポイントになると考えておりますので、今回の子どもたちの意見の中であった、例えばポスターや授業の活用のような日頃の意識付け、また、相談しやすい環境作り、そして、大人からの気付き・声がけということ、しっかり子どもたちの意見を踏まえながら、今後の対策につなげてまいりたいと思っております。

では、裏面を御覧ください。裏面は「(3) 一般意見の集約結果」になっております。上の表の「ア 項目別意見数」のとおり、最も多かったのは、「いじめ事案への対処について」の348件となっております。「イ 主なご意見」が中段の表のとおりとなっております。警察等との連携を強化し、犯罪に当たるいじめに対応することや、いじめを行った児童生徒が抱える課題に対して関係機関と連携し、カウンセリング等の措置や原因への対処を求めるもの」という意見がございました。

これらの意見を踏まえまして、資料の右側を御覧いただければと思いますが、いじめ防止基本方針の改定原案ということで作成しております。改定素案の段階から構成等に大きな変更はございませんが、中段の「② 第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策について」というところに、学校におけるいじめ防止等に関する主な留意点を追記するなどの修正を行っております。

その下、「4 今後の手続」になりますが、既にホームページにおいて意見募集結果の公表を行っており、本日の教育委員会会議の後、速やかに方針の改定を行う予定にしております。

最後になりますが、先月、横浜市議会の常任委員会でも同様の報告を差し上げました。その会議でも、今後、横浜の子どもたちの意見を更に聞いて対策に生かしていく方法や、また、いじめが起きたときに被害に遭った子どもの安心できる環境と学習権保障にどう取り組んでいくかなど、様々な御意見を頂いております。今年度、不登校支援・いじめ対策部として再スタートを切って1か月になりますが、今回の方針の改定はもう一歩先に進んでいくための新たなスタートとして捉えて、一つ一つの問題に真摯に向き合いながら、スピード感を持って取り組んでまいりたいと思っております。御説明は以上となります。

下田教育長

説明が終了しましたが、御質問等ございますか。

綿引委員

質問というよりも意見、コメントになります。昨年1年、大変厳しい状況の中で厳しいことも申し上げたと思いますが、この改定案の中身というのは、地域で子どもたちを守って育てるというメッセージを明快に出していただいているということ、見て見ぬふりをしないということ、子どもたちの意見をベースに書き込んでいただいているという意味で、今までの横浜市の教育委員会事務局が取り組んできた様々ないじめ防止の施策がこの中に一体化されているということ、すごく実感しました。大変な改定作業だったと思うのですが、素晴らしいものができたと思います。

一方で、意見募集の中でも、高校生と一般の意見が構成比でいうとまだまだ低いです。子どもたちの3,000件を超える声というのは素晴らしいことだと思います。

し、一般の大人が関心を持っていろいろな意見を言いながら子どもたちを守っていくと言いますか、そういう施策の推進を一層進めてほしいと願っております。引き続きよろしく申し上げます。

下田教育長

ほかにございますか。

緒方委員

私も「横浜市いじめ防止基本方針（改定原案）について」を読ませていただきまして、まず、子どもたち側からの意見から、横浜市いじめ防止基本方針（改定原案）を作り上げたというのが、私は素晴らしいことだと思います。大人が指し示したのではなくて、子どもの心の内側からこういうものができたというのは素晴らしいものだと私は思っています。

そして、開いて裏側の右側の「3 改定原案について」の「原案（2）」のところの「安心できる社会をつくる」ということで、安心できる社会ということとは、起きてからではなくて日頃の日常の生活が安心できるということになるのかなと思います。「（3）一般意見の集約結果」の中でも、未然防止というのが結構たくさん書かれているということを見ると、やはり日頃の生活で、教室なら教室、学校なら学校の安心できる風土を作るということにつながるかと思えます。起きてからどうするというのも大切ですが、この中ではその未然防止に関係する、安心できる社会を作る、安心できる集団を作る、そういうところに視点を当てられたというのがすごく良いことだと私は思うので、これが各学校で実現されることを希望いたします。以上です。

下田教育長

ほかにございますか。

森委員

ありがとうございます。よくこういったアンケートを取ったときに、子どもたちは、「あの声はどうなったのだろう」となって、すごく気になっている児童生徒もたくさんいらっしゃると思うので、大事なことは、これをまとめていくと、代表的な10個の声をこのように書いて、1,804件と書いて資料にまとめるということはどうしてもせざるを得ない場面もあるかもしれませんが、それを扱い続けるということを大事にしたいと思います。この声をしまい込むのではなくて、場合によっては、自分が書いた声以外にどんな声があったのかということ、まとめた状態ではなくてもう少し広い範囲に戻って行って、子どもたち自身がその声を見ながら、私も確かにこういうことを思う、違うと思うなど、そこからもう一遍議論ができるような形で、その声を扱い続けることを是非していただきたいと思えます。

もう一つは、これまでもいろいろなフォーラムや横浜子ども会議で行ってきたと思います。それぞれ一つ一つとても大事だと思うのですが、この声を受けて何をどうここに反映していくのかということ、是非意識していただきたいと思えます。来年も、もちろん毎年少しずつ改善してきていると思うのですが、今回の声を扱って反映していくということも、同じ方法を繰り返すのではなくお願いしたいと思えます。

植木委員

いろいろと時間をかけて子どもたちの意見も、地域や大人の意見もここまでまとめていただいたということで、御苦労があったと思います。ここでまとまって、作ってそれでおしまいではないので、これを皆さんに、学校の関係者などに、どういう形で同じような認識を持って対応できるように進めていただくのか、その辺りはどうお考えかということ。また、機構も変わって1か月経ち、今

後、どれから取り組んでいこうというようなことを考えているのであればと、この横浜市いじめ防止基本方針ができて、自分たちが守られていると、安心して学校に通えるようになるというような形で、子どもにどう伝えていける状況になるのか、その辺りについて伺えればと思います。

住田不登校支援・いじめ対策部長

ありがとうございます。まず、今後の学校に対するスケジュール感も含めてですが、このことを今日ここで決定して公表という形になりますが、その先に各区の校長会、それから全体の校長会等を含めて御説明に上がります。一部はもう説明しているところがありますが、それを受けて、今度は学校の中でも子どもの意見を募りながら、学校ごとのいじめ防止基本方針を策定していくという作業になります。そこには一定程度、教育委員会事務局が示したように子どもの意見を反映していく必要があると思いますし、そのことを周知徹底していきたいと考えております。

二つ目に、機構が変わって、4月以降、教育委員会事務局も新しい組織で動き出しているわけですが、組織自体が非常に大きな組織になっています。私たちはしっかりと法律に沿ってスピード感を持って、いじめ重大事態を含めた形で進めていくということ、反省を生かしながら推し進めております。また、いじめだけではなく、もっとその前にある未然防止。今、緒方委員におっしゃっていただきましたが、未然防止を含めた安心・安全な学校の環境をどのように作っていくか。それはもちろん不登校支援も含めて、そういったことに真摯に取り組んでまいりたいと思っております。

同じような形になりますが、子どもたちの安心・安全をどのように学校の中で確保していくかというのは、やはり子どもの意見を聞くということが最優先になってくると思っております。そういった取組がどこまで進んでいるのか、それを広げた中で教育委員会事務局も真摯に向き合っていかなければならないと考えております。

下田教育長

よろしいですか。それでは、ほかに御意見等がなければ、次に、議事日程に従い、審議案件に移ります。

審議案件に移る前に、事務局職員の入替えを行います。少々お待ちください。

<事務局職員入替え>

下田教育長

それでは、審議案件に移ります。まず、会議の非公開についてお諮りします。教委第3号議案「横浜市教科書取扱審議会委員の任命について」、教委第4号議案「第31期横浜市就学奨励対策審議会委員の任命について」は、人事案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

下田教育長

それでは、教委第3号議案及び教委第4号議案は、非公開といたします。次に、教委第1号議案「令和7年度横浜市教科書採択の基本方針の策定について」、所管課から御説明をお願いいたします。

丹羽学校教育部長

学校教育部長の丹羽でございます。「令和7年度横浜市教科書採択の基本方針の策定について」、お諮りいたします。1ページおめくりいただき、2ページの「提案理由」を御覧ください。提案理由を御説明申し上げます。教科用図書の取

熊切学校経営
支援課長

扱いについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号により、教育委員会の職務と規定されております。令和7年度における横浜市教科書採択にあたり、採択の手続きの基準を明確にし、公正かつ適正を期するため、基本方針を策定したいので提案するものでございます。詳細につきましては、学校経営支援課長から申し上げます。

学校経営支援課長の熊切でございます。私から提案させていただきます。3ページを御覧いただきます。「令和7年度横浜市教科書採択の基本方針（案）」についてでございます。以下、読み上げて提案とさせていただきます。

「令和7年度横浜市教科書採択の基本方針（案）」。「前文」、「教科書は、教育課程の構成に応じて教育内容が組織排列された教科の主たる教材として、学校において使用が義務づけられており、学校教育において極めて重要な役割を果たしている。したがって、本市学校教育の一層の充実に資する適切な教科書を採択することが重要である。

よって、横浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育基本法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等、関係法令の規定に基づき、横浜市立学校で使用する教科書の採択を適正に行うため、次のとおり令和7年度横浜市教科書採択の基本方針（以下「基本方針」という。）を定める。」

「1 教科書の採択について」、「（1）令和7年度は、次の教科書を採択する。」、「ア 高等学校において令和8年度に使用する教科書」、「イ 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において令和8年度に使用する教科書。」

「なお、小学校及び義務教育学校前期課程において使用する教科書は、令和5年度に採択した教科書を令和9年度まで、中学校及び義務教育学校後期課程、中高一貫教育校である南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校において使用する教科書は、令和6年度に採択した教科書を令和10年度まで継続使用する。」

「（2）横浜市立学校において使用する教科書は、学校教育法附則第9条に規定する図書（以下「一般図書」という。）を除き、文部科学省が作成した校種毎の教科書目録に登載されている、文部科学大臣の検定を経た教科書又は文部科学省が著作の名義を有する教科書（以下「著作教科書」という。）の中から採択する。」

「（3）採択が終了した後、高等学校、特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において、発行者の都合等によって採択を変更する必要がある場合には、教育委員会が採択した教科書一覧の中から、児童生徒の実態等に応じて新たに教科書を選択し、採択の変更を行う。」

「2 採択の基本原則」、「（1）公正かつ適正な手続き」、「文部科学省や神奈川県教育委員会の通知に基づき、採択権者である教育委員会の判断と責任のもと、静ひつな環境を確保し、公正確保を一層徹底するとともに、適正な手続きによって採択を行う。」

「（2）教科書の調査研究」、「教科書目録に登載されたすべての教科書の内容について、教科書調査の調査項目に基づいて十分に調査研究を行う。」

「（3）静ひつな採択環境の確保」、「教科書の採択が公正かつ適正に行われるために、様々な働きかけにより円滑な採択事務に支障をきたすことのないよう、静ひつな採択環境を確保する。」

「（4）開かれた採択の実施」、「基本方針をあらかじめ公表するとともに、採択に関する情報を、採択終了後に積極的に公開するなど、より開かれた採択に

努める。」

「3 採択の観点」、「教科書の採択に当たっては、『横浜教育ビジョン2030』、『横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領』に示した横浜が目指す子どもの姿の実現のために、主に次の観点から検討して最も適切と思われるものを採択する。」

「(1) 教育基本法、学校教育法及び学習指導要領の趣旨を踏まえ、各教科の目標の実現や指導内容の充実に適したものであること。」

「(2) 『横浜教育ビジョン2030』及び『横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領』に基づく学習活動に適したものであること。」

「(3) 児童生徒が学習をするに当たり使いやすい工夫があることや、障害その他の特性にかかわらず読みやすい工夫があること。

デジタル教材への活用の工夫があることや、教科書の用紙やインキなど環境面に配慮した工夫があること。」

「高等学校」、「(4) 高等学校において使用する教科書は、各学校の特色、生徒の学習実態や興味・関心及び進路希望等を踏まえ、かつ、各教科・科目の目標の実現を図るために最も適切と思われるものであること。」

「特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級」、「(5) 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において使用する教科書は、各教科等の指導計画、『個別の教育支援計画』及び『個別の指導計画』に基づき、一人ひとりの障害の状態に応じた指導を行うために、適切な内容であること。」

「4 採択の流れ」、「(1) 教育委員会は、横浜市教科書取扱審議会条例に基づき設置される横浜市教科書取扱審議会（以下「審議会」という。）に対し、今年度採択する教科書の取扱いに関し、本方針を踏まえ、採択の観点に基づいて、調査・審議を諮問する。」

「(2) 審議会は、教科書を調査研究した結果と横浜が目指す子どもの姿との関連を慎重に審議し、市立学校で使用するにあたりふさわしい教科書を取りまとめ、教育委員会に答申する。」

「(3) 教育委員会は、審議会答申を受けて、その判断と責任において慎重に審議し、公正かつ適正に、教科書の採択を行う。その後、採択結果と需要数を神奈川県教育委員会に報告する。」

「5 調査研究について」、「(1) 高等学校用教科書」、「ア 教科書」、「審議会は、教科書目録に登載された教科書について、教科書編修趣意書、教科書見本により、十分に調査研究を行う。」「イ 学習実態」、「高等学校においては、各学校の特色や教科・科目の開設状況が異なるため、審議会は、各学校の教科・科目を履修する生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を各学校長に求める。」

「(2) 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書」、「ア 教科書」、「審議会は、教科書目録に登載された著作教科書及び一般図書について、十分に調査研究を行う。」「イ 学習実態」、「特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級においては、障害の種別や程度によって個々の児童生徒の学習実態が大きく異なるため、審議会は各学校の当該児童生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を各学校長に求める。」

「6 その他」、「基本方針で定めのない事項については、必要に応じて、教育委員会で審議し定めるものとする。」

以上でございます。

下田教育長

所管課から説明が終了いたしました。御質問等ございますか。

森委員	<p>質問ではないですが、内容に異論はないのですが、5ページ目の一番上の特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において使用する教科書について、改めてお願いがございます。「各教科等の指導計画、『個別の教育支援計画』及び『個別の指導計画』に基づき、一人ひとりの障害の状態に応じた指導を行うために、適切な内容であること。」とあるのですが、この適切な内容であることがちゃんと担保されるようにぜひともお願いしたいということです。一人ひとりの障害やいろいろな状況の見取りをしながら情報収集をして検討してというところは、非常に時間がかかって丁寧な検討が必要なところだと思います。そこにおいて、在籍する児童・生徒も非常に増えてきている中で、しっかりとした環境がないとそれはできないと思いますので、ぜひそこはよろしくお願ひしたいと思っております。</p>
下田教育長	<p>ほかにご覧ですか。 よろしいですか。それでは、ほかにも御意見等がなければ、教委第1号議案については、原案のとおり承認いただいてよろしいですか。</p>
各委員	<p><了 承></p>
下田教育長	<p>それでは、原案のとおり承認させていただきます。 次に、教委第2号議案「横浜市教科書取扱審議会への諮問について」、所管課から御説明いたします。</p>
丹羽学校教育 部長	<p>引き続きまして、学校教育部長の丹羽でございます。「横浜市教科書取扱審議会への諮問について」、お諮りいたします。資料を1枚おめぐりください。「提案理由」を御覧ください。提案理由を御説明申し上げます。高等学校において令和8年度に使用する教科書、特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において令和8年度に使用する教科書の採択にあたり、必要な事項を調査審議するため、横浜市教科書取扱審議会への諮問を提案するというものでございます。詳細は、学校経営支援課長より御説明申し上げます。</p>
熊切学校経営 支援課長	<p>学校経営支援課長の熊切でございます。引き続きよろしくお願ひします。3ページを御覧ください。横浜市教科書取扱審議会への、「横浜市立学校の教科書の取扱いについて（諮問）」の諮問案でございます。読み上げさせていただきます。「横浜市立学校の教科書の取扱いについて（諮問）」、「次に掲げる教科書の取扱いに関する事項について、別紙理由を添えて諮問します。」 「1 高等学校において令和8年度に使用する教科書」、「2 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において令和8年度に使用する教科書。」 「理由」、「教科書は、教育課程の構成に応じて教育内容が組織排列された教科の主たる教材として、学校において使用が義務づけられており、学校教育において極めて重要な役割を果たしている。したがって、本市学校教育の一層の充実資する適切な教科書を採択することが重要である。 よって、横浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育基本法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等、関係法令の規定に基づき、横浜市立学校で使用する教科書の採択を適正に行うため、別添のとおり『令和7年度横浜市教科書採択の基本方針』（以下「基本方針」という。）を策定し、これに従って採択を行うこととした。</p>

この基本方針は、基本原則、採択の観点、採択の流れ等を明確に示し、適正な手続きのもと、教育委員会の判断と責任において教科書の採択を行うことを明文化するものである。

本年度の教科書採択にあたっては、基本方針に則り、市民に開かれた教科書の採択を適正・公正に実施することが重要である。

教育委員会は、横浜市教科書取扱審議会条例第2条第1項に基づき、次の事項について、『横浜市教科書取扱審議会』（以下「審議会」という。）に対し調査・審議を諮問する。」

「1 高等学校用教科書」、「(1)教科書」、「審議会は、教科書目録に登載された教科書について、教科書編修趣意書、教科書見本により、十分に調査研究を行う。」「(2)学習実態」、「高等学校においては、各学校の特色や教科・科目の開設状況が異なるため、審議会は、各学校の教科・科目を履修する生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を各学校長に求める。」

「2 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書」、「(1)教科書」、「審議会は、教科書目録に登載された著作教科書及び一般図書について、十分に調査研究を行う。」「(2)学習実態」、「特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級においては、障害の種別や程度によって個々の児童生徒の学習実態が大きく異なるため、審議会は各学校の当該児童生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を各学校長に求める。」

「3 基本方針に基づき、すべての教科書の調査研究の結果と横浜が目指す子どもの姿との関連を慎重に審議し、市立学校で使用するにあたりふさわしい教科書の採択ができるように、相互の関連について明確にすること。」

「4 基本方針に示された採択の観点に沿って教育委員会で審議することができるよう、審議結果を答申としてまとめること。併せて、審議会において調査研究した報告書を添付すること。」

以上でございます。

下田教育長

所管課から説明が終了いたしました。何か御質問等ございますか。

よろしいですか。御質問がなければ、教委第2号議案については、原案のとおり承認いただいでよろしいですか。

各委員

<了 承>

下田教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。

以上で公開案件の審議が終了いたしました。事務局から報告をお願いいたします。

古瀬総務課長

4月21日に1団体から、「市立学校の修学旅行に関する要望書」及び「生理用品の常備に関する要望書」が提出されました。また、4月30日に1団体から、「教育委員会会議の採決に関する要望書」が提出されました。これらの要望書につきましては、事務局で対応を調整の上、教育委員会で審議が必要な場合は、次回以降にお諮りしたいと思います。委員の皆様は、内容の御確認をよろしく願います。

次回の教育委員会臨時会は、5月22日木曜日の午前10時から開始する予定です。また、次回の教育委員会定例会は、6月20日金曜日の午前10時から開催する予定です。以上です。

下田教育長

皆様、よろしいでしょうか。次回の教育委員会臨時会は、5月22日木曜日の午前10時から開催する予定です。別途、通知いたしますので御確認ください。

次に、非公開案件の審議に移ります。傍聴・報道機関の方は御退席願います。また、関係部長以外の方も退席してください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

下田教育長

教委第3号議案「横浜市教科書取扱審議会委員の任命について」
(原案のとおり承認)

教委第4号議案「第31期横浜市就学奨励対策審議会委員の任命について」
(原案のとおり承認)

下田教育長

本日の案件は以上です。これで、本日の教育委員会定例会を閉会といたします。

[閉会時刻：午前11時15分]